

学事第1637号

令和4年3月4日

各学校法人理事長
各私立高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

まん延防止等重点措置期間再延長に伴う私立高等学校及び特別支援学校の対応について (通知)

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

令和4年1月19日に国から発出された、まん延防止等重点措置(2月10日に期間延長)については、陽性者の減少が鈍化していることや、医療体制のひっ迫を招きかねない状況が続いていることから、令和4年3月4日に国において同措置の期間再延長が決定されました。

これに基づき、本県では、同日、新型コロナウイルス対策本部会議が開かれ、「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について」(別添資料1)が決定されました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応(「7 その他(3) オンライン学習を実施するにあたっての留意点」を除く。)を取るようお願いいたします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和4年3月4日付け教高指第2525号

「まん延防止等重点措置期間再延長に伴う県立学校の対応について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558